

○厚生労働省告示第百九十三号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

独立行政法人通則法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示

（中略）

第三 次に掲げる告示の規定中「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律」を「高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律」に、「第四条第一項」を「第三条の二」に改める。

一 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）第六の三の(2)のロ

（以下略）